

## 第7 ターミナルケアにおける体制 説明及び同意書

当ステーションは、多職種(医療・介護・福祉職等)と連携しながら、随時、利用者等に対して十分な説明を行い、療養および介護に関する合意を得ながら、利用者がその人らしく生き、その人らしい最期が迎えられるよう支援しています。

ターミナルケアの実施については厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、利用者及び家族と話し合いを行い、利用者本人の意思決定を基本に、他の関係者と連携の上、対応しております。

### 【ターミナルケアにおける体制】

- (1) 本人の人生観や価値観等、出来る限り把握し、本人の意思決定を基本に本人や家族等と十分に話し合い、主治医、ケアマネジャー、関係事業所等と医療やケアの方針を決定します。
- (2) 24時間連絡がとれる体制を整えており、かつ必要に応じて臨時の訪問看護を行います。
- (3) 主治医との連携の下に、訪問看護におけるターミナルケアに係る看護計画の作成を行い、利用者及び家族等に対して説明を行い同意を得て実施いたします。
- (4) 主治医、担当ケアマネジャー、関係介護事業所等と連携し、利用者の身体状況の変化について情報共有しながら、必要なサービスがタイミング良く介入できるよう支援いたします。
- (5) 退院日当日も訪問し、ターミナルケアに係る療養上必要な指導を行い、安心して在宅療養に移行できるように支援いたします。

### 介護保険

ターミナルケア加算	2,500単位
-----------	---------

### 医療保険

ターミナルケア療養費1	25,000円
-------------	---------

私は、人生の最終段階においては、ターミナルケアを受けることに同意し、必要なサービスを受けた場合、ターミナルケア加算・ターミナル療養費1を算定することに同意します。

(事業者説明者)

(利用者)

(利用者代理人)

署名は第9の署名欄へ